

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
出生数	人口動態調査	平成16年度	1B 上巻 出生 第4.26表 都道府県（14大都市再掲）・性別にみた出生時の平均体重及び2,500g未満の出生数及び割合	
出生数	人口動態調査	平成16年度	1B 上巻 出生 第4.3表 都道府県別にみた年次別出生数	

**指標6：医療機能情報公開率【がん5と同じ】**

◆ 定義

- ・インターネット上で情報提供している病院数／全病院数
- ・インターネット上で情報提供している診療所数／全診療所数

分母は、都道府県で管理している医療機関情報提供サイト、もしくは都道府県サイトからリンクしている医師会等の職能団体のサイト等に医療機関情報が掲載されている医療機関数（医療機関名、診療科目および連絡先について示されているもの）とします。

分母の医療機関数は、分子と時点を同一にした、都道府県内の全医療機関数とします。病院、診療所それぞれについて把握します。

◆ データの出典

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計をしました。

◆ 医療機能情報公表制度の利用

- ・医療機能情報公表制度において、都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理し公表する対象として、病院・診療所のホームページアドレスがありますので、これを利用することができます。

## 指標 7 : 産婦人科標榜医の割合

### ◆ 定義

$$\frac{(\text{産婦人科標榜医数} + \text{産科標榜医数})}{\text{都道府県人口} \times 100,000}$$

分子は、産婦人科または産科標榜医とします。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口＋外国人登録者数とします。

### ◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
医師数	医師 歯科医師 薬剤師 調査	平成 16 年度	閲覧 第 5 表 XX 〇〇県 医療施設従事医師数、診療科名（主たる）・従業地による 二次医療圏・市区町村別	産科標榜医と産婦人科標榜医の数を合算

## 指標 8 : 周産期医療体制

### ◆ 定義

$$\frac{(\text{NICU 病床数} + \text{MFICU 病床数} + \text{後方病室病床数})}{\text{都道府県人口} \times 1,000}$$

分子は、平成 17 年 8 月 23 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「雇児発第 0823001 号 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」別紙における病床定義に従い、以下のとおりとします。MFICU が整備されていない医療機関も、分子に含みます。

- ・ MFICU（母体・胎児集中治療管理室）は、分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものとする）、その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えるものとします。
- ・ MFICU の後方病室病床とは、母体・胎児集中治療管理室において管理していたもののうち、軽快して管理の程度を緩めうる状態となった者及び同室にて管理を必要とする状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかでよい者並びに比較的风险が低いか又は消失した妊婦、褥婦を収容するために必要な設備を有する病室を指します。
- ・ NICU（新生児集中治療管理室）は、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えるものとします。
- ・ NICU の後方病室病床とは、新生児集中治療管理室より退出した児、及び点滴、酸素投与等の処置を必要とする児を収容する室のために必要な設備を有する病室を指します。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口＋外国人登録者数とします。

◆ データの出典

既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。

◆ 医療機能情報公表制度の利用

・医療機能情報公表制度において、都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理し公表の対象として、保有する施設設備（新生児集中治療室（NICU）、母胎胎児集中治療室（MFICU））がありますので、これを利用することができます。

指標 9：周産期死亡率

◆ 定義

周産期死亡率

周産期（妊娠満 22 週以降生後 7 日未満）における 1 年間の死亡数及び死産数を合計した値の、1 年間の出生数及び妊娠満 22 週以降に生じた死産数 1,000 あたりの割合とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
死亡率	人口動態調査	平成 16 年度	1F 上巻 周産期 第 8.11 表 都道府県（14 大都市再掲）別にみた妊娠満 22 週以後の死産—早期新生児死亡別周産期死亡数・率、割合及び周産期死亡中妊娠満 22 週以後の死産の占める割合	

指標 10：妊産婦死亡率

◆ 定義

妊産婦死亡率

1 年間の妊産婦死亡数の、1 年間の出生数及び妊娠満 22 週以降に生じた死産数 100,000 あたりの割合とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
死亡率	人口動態調査	平成 16 年度	1C 上巻 死亡 第 5.39 表 都道府県別にみた年次別妊産婦死亡数及び率（出産 10 万対）	

**指標 11：産後訪問指導を受けた割合**

◆ 定義

1 年間の新生児の被訪問指導実人員数 / 1 年間の出生数

分子は、市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導のうち、新生児（未熟児を含む）の被訪問実人員数、分母は 1 年間の出生数とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
新生児の被訪問指導実人員数	地域保健・老人保健事業報告	平成 16 年度	(地域保健編) 第 3 章 市区町村編 第 0 5 表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員—延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員—延人員, 都道府県—1 4 大都市—中核市—その他政令市、対象区分別	左記集計表から都道府県別の新生児（未熟児を除く）と未熟児の被訪問指導実人員数を集計していただきます。
出生数	人口動態調査	平成 16 年度	1 B 上巻 出生 第 4. 3 表__ 都道府県別にみた年次別出生数	